

岩手県告示第6号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めた。

なお、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、平成20年1月17日から同年2月14日まで関係書類を縦覧に供する。

平成20年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名(工区名)	縦覧書類	縦覧場所
日野沢地区(日野沢Ⅰ工区及び日野沢Ⅱ工区)	当該決定に係る換地計画書の写し	久慈市役所